

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和元年十二月二十七日付けをもって、長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和元年十二月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣臨時代理

国 務 大 臣 江藤 拓

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(2)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

- (16)(15)(14)(13)(12)(11)(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)
- 北緯三二度四〇分〇秒東經一二八度五二分三一秒の地点
- 北緯三二度四〇分七秒東經一二八度五三分一八秒の地点
- 北緯三二度四〇分七秒東經一二八度五三分三五秒の地点
- 北緯三二度四〇分二秒東經一二八度五三分四四秒の地点
- 北緯三二度四〇分八秒東經一二八度五四分二秒の地点
- 北緯三二度四〇分一三秒東經一二八度五五分五四秒の地点
- 北緯三二度四〇分一八秒東經一二八度五六分二秒の地点
- 北緯三二度三九分五〇秒東經一二八度五七分九秒の地点
- 北緯三二度三八分四〇秒東經一二八度五八分二秒の地点
- 北緯三二度三八分四〇秒東經一二九度一分五秒の地点
- 北緯三二度四〇分五〇秒東經一二九度一分五秒の地点
- 北緯三二度四〇分四九秒東經一二八度五五分三八秒の地点
- 北緯三二度四〇分二七秒東經一二八度五五分三九秒の地点
- 北緯三二度四〇分二五秒東經一二八度五五分四〇秒の地点
- 北緯三二度四〇分二一秒東經一二八度五三分五八秒の地点
- 北緯三二度四〇分一六秒東經一二八度五三分四六秒の地点

(21)(20)(19)(18)(17)

北緯三二度四〇分一七秒東經一二八度五三分四四秒の地点
北緯三二度四〇分一七秒東經一二八度五三分四〇秒の地点
北緯三二度四〇分二〇秒東經一二八度五三分三一秒の地点
北緯三二度四〇分二〇秒東經一二八度五三分一七秒の地点
北緯三二度四〇分一八秒東經一二八度五三分五秒の地点

平面図

